

## 七生病院でのコロナ陽性患者の集団監禁問題について

看護師・大阪精神医療人権センター 有我讓慶

2022年4月16日

NHKのドキュメント番組「ETV特集 精神科病院×コロナ感染」をごらんになったでしょうか。

うつ病を患い東京・日野市の精神科病院「七生病院」に平成29年(2017年)2月から去年7月まで入院していた53歳の女性が、院内で新型コロナウイルスに感染した際、和室に移されて外から鍵をかけられ、治療を受けられないまま10日間にわたって閉じ込められました。部屋には陽性患者ばかり6人がいて、排せつは部屋の中央に置かれた簡易トイレで行うなど、劣悪な環境で精神的損害を受けたと訴えています。また、病状が安定したにもかかわらず適切な退院支援を受けられずに4年以上の入院生活を強いられたと、病院長と法人理事長を訴えています。

「精神科病院 入院中感染で提訴 “劣悪環境の部屋で外から鍵”」NHK NEWS WEB  
2022年2月19日

集団隔離(複数隔離)は精神保健福祉法の処遇の基準に違反しています。精神保健指定はどう指示していたのでしょうか。著しい人権侵害であり、虐待でしょう。

複数の患者を閉鎖的環境の部屋に入室させることは明確な違反です。その指示を行った精神保健指定医、その状況を10日間に渡り放置した七生病院管理者の責任は重大です。また監禁された複数の患者さんに著しい不安と苦痛を与えていて明らかな虐待でしょう。

(精神保健福祉法第36条第1項 精神保健福祉法の処遇の基準)

隔離等の行動制限を行う場合は、法令に則り所定の手続きを行うなど、遵守し徹底されなければなりません。

この処遇は誰の指示によって行われたのか。また、この違法な状態に対して、精神保健指定医が容認していたとすればそれも重大な精神保健福祉法違反の疑いがあります。

精神保健福祉法第36条第3項 (患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。)

また、複数の患者の隔離以外にも、遵守事項にあるように、会話による適切な観察や、洗面、入浴、掃除等患者及び部屋の衛生の確保に配慮が必要です。しかし、喉が渇いて扉を叩いて叫んでも水も誰もきてくれないなど明らかな法違反の状態と思われる。七生病院は複数で監禁された新型コロナ感染者への診察、医療ケアをどのように行っていたのでしょうか？

コロナ感染の状況で不安のうちに、覆いもなくプライバシーが保たれない簡易トイレ一つが置かれた状態で、6人が南京錠で10日間にわたって集団監禁されたことは恐怖感をあたえており、明らかな虐待と言えます。

集団監禁(複数隔離)の指示は誰によるものでしょうか。また、この状況を10日間にわたって放置した病院管理者の責任は重大です。精神保健指定医の責任を果たしていません。

到底看過できるものではありません。七生病院の責任は重大です。同時にこのような事態を知っていながら黙認してしまった東京都の責任も重大です。東京都は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律(以下「法」)に基づく臨時の実地指導(立ち入り調査)を行うべきでしょう。

#### 【関連法令等】

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(法第36条第3項 精神保健福祉法の処遇の基準)

[http://www.kansatuhou.net/10\\_shiryoshu/02\\_02dajjinkokuji.html#3](http://www.kansatuhou.net/10_shiryoshu/02_02dajjinkokuji.html#3)

### 第三 患者の隔離について

#### 一 基本的な考え方

(1) 患者の隔離(以下「隔離」という。)は、患者の症状からみて、本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、隔離以外の方法ではその危険を回避することが著

しく困難であると判断される場合に、その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として行われるものとする。

(2) 隔離は、当該患者の症状からみて、その医療又は保護を図る上でやむを得ずなされるものであつて、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあつてはならないものとする。

(3) 12 時間を超えない隔離については精神保健指定医の判断を要するものではないが、この場合にあつてもその要否の判断は医師によつて行われなければならないものとする。

(4) なお、本人の意思により閉鎖的環境の部屋に入室させることもあり得るが、この場合には隔離には当たらないものとする。この場合においては、本人の意思による入室である旨の書面を得なければならないものとする。

## 二 対象となる患者に関する事項

隔離の対象となる患者は、主として次のような場合に該当すると認められる患者であり、隔離以外により代替方法がない場合において行われるものとする。

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合

ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合

エ 急性精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合

オ 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合

## 三 遵守事項

(1) 隔離を行っている閉鎖的環境の部屋に更に患者を入室させることはあつてはならないものとする。また、既に患者が入室している部屋に隔離のため他の患者を入室させることはあつてはならないものとする。

(2) 隔離を行うに当たっては、当該患者に対して隔離を行う理由を知らせるよう努めるとともに、隔離を行った旨及びその理由並びに隔離を開始した日時及び解除した日

時を診療録に記載するものとする。

- (3) 隔離を行っている間においては、定期的な会話等による注意深い臨床的観察と適切な医療及び保護が確保されなければならないものとする。
- (4) 隔離を行っている間においては、洗面、入浴、掃除等患者及び部屋の衛生の確保に配慮するものとする。
- (5) 隔離が漫然と行われることがないように、医師は原則として少なくとも毎日一回診察を行うものとする。

【神戸市が神出病院に対して、2020年8月17日行った改善命令】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/763509813271.html>

### 精神保健福祉法に基づく精神科病院への改善命令について

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律(以下「法」)に基づく臨時の実地指導(立ち入り調査)を行うべき

#### (3)入院患者の隔離について

隔離等の行動制限を行う場合は、法令に則り所定の手続きを行うなど、法令の遵守を徹底すること。

- ・ 隔離を行う場合に遵守すべき事項は、法令・通知に明確に定められている。複数の患者を閉鎖的環境の部屋に入室させることは明確な違反であり、厳に行わないこと。
- ・ 隔離を行う場合は、必ず精神保健指定医の指示に基づくこと。指定医は隔離の相談があった際は速やかに診察し、適否について判断を行うこと。

### 精神保健福祉法

(指定の取消し等)

第十九条の二 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消さなければならない。

2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に

関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適當と認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

[http://www.kansatuhou.net/10\\_shiryoshu/02\\_01seisinhoken\\_hou.html](http://www.kansatuhou.net/10_shiryoshu/02_01seisinhoken_hou.html)